

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について
(平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正(新旧対照表)

下線部は改正部分。

改 正 案	現 行
<p>1 家畜保健衛生所で行う病性鑑定又はモニタリングの検査方法 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)第2の1の(2)の<u>アの家畜保健衛生所等</u>において実施する病性鑑定又は防疫指針第3の3の(2)の家畜保健衛生所において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 血清抗体検査 すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド(NP)抗原とマトリックス(M)抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。 ア 抗原作製 10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付 防疫指針第2の1の(3)の<u>アの家畜保健衛生所</u>から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。</p> <p>(1) 材料の送付 家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、病性鑑定に用いた材料(気管スワブ、クロアカスワブ、血清及び発育鶏卵から採材した尿膜腔液)を別紙1の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に送付する。この場合には、別記様式2を添付する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 家畜保健衛生所で行う病性鑑定又はモニタリングの検査方法 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)第2の1の(2)の<u>アの家畜保健衛生所</u>において実施する病性鑑定又は防疫指針第3の3の(2)の家畜保健衛生所において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 血清抗体検査 すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド(NP)抗原とマトリックス(M)抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。 ア 抗原作製 10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする(当面は動物衛生研究所から配布する。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付 防疫指針第2の1の(3)の<u>アの家畜保健衛生所</u>から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。</p> <p>(1) 材料の送付 家畜保健衛生所における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、病性鑑定に用いた材料(気管スワブ、クロアカスワブ、血清及び発育鶏卵から採材した尿膜腔液)を別紙1の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に送付する。この場合には、別記様式2を添付する。</p> <p>(2) (略)</p>

3 ~ 4 (略)

5 対策本部

防疫指針第2の2の(2)に基づき設置する現地対策本部には、次の各班・各係に相当する業務を行う体制を整備し、管内の市町村、関係機関による管内連絡会議を逐次開催し、防疫の円滑な推進を図る。

(1) 業務体制

ア 総務班：関係機関との連絡調整、管内連絡会議の開催、管内の防疫活動の計画・調整、現地で必要な人員・資材の確保、文書管理、経理及び防疫資材の出納事務を行う。

イ 発生地班

(ア) 病性鑑定係：届出、調査等により入手された情報により現地に急行し、検診を行うとともに、病性鑑定のための採材、搬送等を行う。

(イ) 疫学調査係：病性鑑定係とともに現地に急行し、感染経路の調査に必要な情報の収集等を行うとともに、農林水産省の疫学調査チームと連携し、現地調査等を実施する。

(ウ) 防疫対応係：発生農場における防疫措置が完了するまでの対応措置（立入禁止、殺処分、消毒等）を実施する。

ウ 追跡班：同居歴による疑似患畜及び患畜となるおそれがある家畜が飼養されている農場及び食鳥処理場等の施設の調査及び防疫上の指示を行う。

エ 検診班：発生地周辺地域の発生状況検査及び清浄性確認検査のための採材、搬送及び防疫上の指示を行う。

オ 移動規制班：移動の規制、制限の例外に係る確認業務等を行う。

カ 経済評価班：殺処分家きん等の評価及び移動制限に伴う鶏卵、プロイラーの売上減少額や飼料費・保管費の評価を行う。

(2) 運営に当たっては、次の事項に留意する。

ア 業務の分担、責任区分及び指揮命令系統を明確にしておく。

イ 対策本部勤務時間は、原則として、平常どおりとするが、当

3 ~ 4 (略)

分の間は、宿日直を置くなど常に必要な防疫対応がとれるよう配慮する。

ウ 対策本部要員の健康管理に十分留意する。

エ 各班の班員は、原則として同一日に他の班への配置換えを行わないものとする。

オ 業務を行うに当たっては、更衣・消毒等を徹底し、各班間の交差汚染に十分留意する。

6 患畜等の死体の処理 (略)

7 移動制限の例外

防疫指針第2の5の(1)の工及び(2)の工の制限の例外の適用に当たっては、都道府県は、事前にGPセンター等、食鳥処理場、ふ卵場、家さん及び家さんの卵の運搬車両等の関係者に対し、本病発生時に必要な病原体の拡散防止措置について、助言又は指導を行うこととする。

(1) 移動制限区域内のGPセンター等の再開のための確認事項

移動制限区域外の家さんの卵及び(2)の家さんの卵を取り扱う移動制限区域内のGPセンター等の再開(防疫指針第2の5の(1)の工の(ア))に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

(2) 家さんの卵の移動の際の検査

防疫指針第2の5の(1)の工の(ウ)の移動制限区域内の家さんの卵は、以下の家さん卵出荷監視検査ですべて陰性が確認された場合、防疫指針第2の5の(1)の工の(ア)により再開された移動制限区域内のGPセンター等へ直接搬入することができる。

また、この家さんの卵は、防疫指針第2の5の(1)の工の(ク)により移動制限区域外のGPセンター等へ直接搬入することができる。(なお、当該GPセンター等についても、(1)と同様、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認する。)

ア (略)

イ 検体数

(ア)原則として1農場当たり10羽

(イ)複数(2~8)鶏舎の場合は、鶏舎の2分の1以上から1鶏舎当たり5羽を採材

5 患畜等の死体の処理 (略)

6 移動制限の例外

防疫指針第2の5の(1)の工及び(2)の工の制限の例外の適用に当たっては、都道府県は、事前にGPセンター等、食鳥処理場、家さんの卵の運搬車両等の関係者に対し、本病発生時に必要な病原体の拡散防止措置について、助言又は指導を行うこととする。

(1) 移動制限区域内のGPセンター等の再開

移動制限区域外の家さんの卵及び(2)の家さんの卵を取り扱う移動制限区域内のGPセンター等の再開(防疫指針第2の5の(1)の工の(ア))に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

(2) 家さんの卵の移動

防疫指針第2の5の(1)の工の(ウ)の移動制限区域内の家さんの卵は、以下の家さん卵出荷監視検査ですべて陰性が確認された場合、防疫指針第2の5の(1)の工の(ア)により再開された移動制限区域内のGPセンター等へ直接搬入することができる。

また、この家さんの卵は、防疫指針第2の5の(1)の工の(キ)により移動制限区域外のGPセンター等へ直接搬入することができる。(なお、当該GPセンター等についても、(1)と同様、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況について、別表1の事項を確認する。)

ア (略)

イ 検体数

(ア)原則として1農場当たり10羽

(イ)複数(2~9)鶏舎の場合は、鶏舎の2分の1以上から1鶏舎当たり5羽を採材

(ウ) 9 鶏舎の場合は、1 農場当たり 20 羽

(エ) 農場内に 10 鶏舎以上ある場合は、鶏舎数の 3 分の 1 以上から 1 鶏舎当たり 5 羽を採材

(オ) (イ)、(ウ) 及び (エ) の場合は、分散した鶏舎から採材

ウ 検査方法

(ア) (略)

(イ) ウイルス遺伝子検出検査

死亡家きんを含むイの検体及びその他家畜防疫員が必要と認める検体の気管スワブ及びクロアカスワブについて、別紙 4 の検査又は動物用医薬品として承認された診断薬による検査を行う。

エ (略)

(3) 移動制限区域外の家きんを直接搬入するための確認事項

発生農場を中心とした半径 5 km 以内の区域を除く食鳥処理場等の再開 (防疫指針第 2 の 5 の (1) のエの (イ)) 及び移動制限区域内の食鳥処理場へ直接搬入する移動制限区域外の家きんの移動 (防疫指針第 2 の 5 の (1) のエの (ウ)) に当たっては、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表 2 の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

なお、移動制限区域内の食鳥処理場に併設された施設における中抜きと体の処理 (食肉加工業務) は可能である。

(4) 家きんのひな等の移動制限区域外又は搬出制限区域外の農場へ直接搬入するための確認事項

次のアからウまでに掲げる事項についての制限の例外の適用に当たっては、それぞれ種卵又はひなの搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等の状況について、別表 3 の事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

ア 発生農場を中心とした半径 5 km 以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開 (防疫指針第 2 の 5 の (1) のエの (エ))

イ アにより再開したふ卵業務で生産されたひなを移動制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動 (防疫指針第 2 の 5 の (1) のエの (キ))

ウ 搬出制限区域内で生産されたひなを搬出制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動 (防疫指針第 2 の 5 の (2) のエの (工))

(5) ひなの移動の際の検査

(ウ) 農場内に 10 鶏舎以上ある場合は、鶏舎数の 3 分の 1 以上から 1 鶏舎当たり 5 羽を採材

(エ) (イ) 及び (ウ) の場合は、分散した鶏舎から採材

ウ 検査方法

(ア) (略)

(イ) ウイルス遺伝子検出検査

死亡家きんを含むイの検体及びその他家畜防疫員が必要と認める検体の気管スワブ及びクロアカスワブについて、別紙 4 の検査を行う。

エ (略)

防疫指針の第2の5の(1)の工の(エ)のふ卵業務で生産されたひなは、以下のひな出荷監視検査ですべて陰性が確認された場合、移動制限区域外の農場等へ直接搬入することができる。

また、搬出制限区域内のふ卵業務で生産されたひなは、以下のひな出荷監視検査ですべて陰性が確認された場合、搬出制限区域外の農場等へ直接搬入することができる。

ア 検査対象施設

ひなを出荷する移動制限区域内のすべてのふ卵場及び搬出制限区域外へひなを出荷する搬出制限区域内のすべてのふ卵場

イ 検体

(ア)健康ひなのクロアカスワブ

(イ)とう汰ひなのクロアカスワブ及び気管スワブ

ウ 検体数

ふ化予定日が同じひなごとに、原則として1ハッチャー当たり5羽以上

エ 検査方法

(ア)臨床検査

家畜防疫員は、立入検査によりふ化率の低下、ひなの死亡・衰弱による死亡の増加等の臨床症状の有無を確認する。なお、複数の施設を続けて訪問する場合は、ウイルス拡散防止のため十分な措置を講じる。

(イ)ウイルス分離検査

イの検体については、1の(1)によりウイルス分離検査を実施する。なお、発育鶏卵で48時間ふ卵後、尿膜腔液のHA試験が陰性の場合には、さらに1回行う発育鶏卵への接種・ふ卵に代えて、遺伝子検出検査又は抗原検出検査で判定することができる。

また、検体は、その種類及びハッチャーごとにプールして実施することができる。

オ その他

ひなは、移動先で必ず21日間以上他のひなとの接触を避けて係留し、家きんの所有者が臨床症状等の異常の有無を観察する。

8 清浄性の確認のための検査

防疫指針第2の6の(1)の都道府県が行う制限区域における清浄性の確認のための検査は、以下のとおりとする。

(1)検査回数

2回(発生状況検査及び清浄性確認検査)

7 清浄性の確認のための検査

防疫指針第2の6の(1)の都道府県が行う制限区域における清浄性の確認のための検査は、以下のとおりとする。

(1)検査回数

2回(第1次清浄性確認検査及び第2次清浄性確認検査)

(2) 実施時期

発生状況検査 : 患畜、疑似患畜の決定した場合にあっては、隔離等まん延防止措置を講じた後に開始する。患畜となるおそれがある家畜の決定した場合にあっては、当該農場の移動制限等のまん延防止措置及び移動制限予定区域内の農場の移動自粛を講じた場合には、同区域内の農場について開始することができる。

清浄性確認検査 : 最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目以降に開始する。

(3) 検査方法

ア (略)

イ 検体数

(ア) 家さんの飼養農場

7の(2)のイに定めるところにより、採材する。

(イ) (略)

ウ 臨床検査

検査対象となったすべての農場等について次の(ア)及び

(イ)の検査を実施する。

(ア) 臨床検査

7の(2)のウの(ア)に定めるところにより、検査する。

(イ) ウイルス分離検査及び血清抗体検査

1により検査することとする。なお、ウイルス分離検査については、発育鶏卵で48時間ふ卵後、尿膜腔液のHA試験が陰性の場合には、さらに1回行う発育鶏卵への接種・ふ卵に代えて、遺伝子検出検査又は抗原検出検査で判定することができる。また、ウイルス分離検査に限り、鶏舎ごとに検体をプールして実施できる。

エ その他

家畜防疫員は、清浄性確認検査の際には、飼養羽数に変更がないことを確認する。

9 ワクチンの使用法

防疫指針2の7のワクチンの使用方法については、原則として以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 接種後の管理

ア 移動の制限

(2) 実施時期

第1次清浄性確認検査 : 最終発生に係る防疫措置の完了後直ちに開始

第2次清浄性確認検査 : 最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目以降開始

(3) 検査方法

ア (略)

イ 検体数

(ア) 家さんの飼養農場

6の(2)のイに定めるところにより、採材する。

(イ) (略)

ウ 臨床検査

検査対象となったすべての農場等について次の(ア)及び

(イ)の検査を実施する。

(ア) 臨床検査

6の(2)のウの(ア)に定めるところにより、検査する。

(イ) ウイルス分離検査及び血清抗体検査

1により検査することとするが、ウイルス分離は、発育鶏卵48時間ふ卵後、HA試験及びPCR法又は迅速検査キットを併用して判定することができる。また、ウイルス分離検査に限り、鶏舎ごとに検体をプールして実施できる。

エ その他

家畜防疫員は、第2次清浄性確認検査の際には、飼養羽数に変更がないことを確認する。

8 ワクチンの使用法

防疫指針2の7のワクチンの使用方法については、原則として以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 接種後の管理

ア 移動の制限

防疫指針第2の5の患畜等の発生に係る移動の制限等が終了した場合においても、接種地域内の接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家きん、その生産物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品については、当該農場のすべての接種家きんが処分され、又は出荷されるまでの期間、原則として、法第32条第1項の規定に基づき、その移動を制限する。

ただし、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案し、別表4の条件を満たした場合においては、例外を設けることができる。

イ (略)

(5) 接種家きんの処分等

ア 接種家きんの処分等

家畜防疫員は、接種農場に対し、(3)のイの接種期間の終了に合わせ、別表4の「肉用鶏」の欄に掲げる条件により、出荷制限期間を経過した後に、接種家きんを食鳥処理場等に早期に出荷するよう指導する。

イ (略)

(6) (略)

10 疫学調査 (略)

11 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置

弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置は、感染鶏群の殺処分による早期の清浄化を原則とし、防疫指針第2の9に掲げる措置を講ずる場合には、弱毒タイプの感染が確認された農場が所在する都道府県の畜産主務課は動物衛生課と協議し、以下の事項に留意して実施することとする。

(1) 防疫指針第2の9の(1)に定める農場監視プログラム(以下「本プログラム」という。)の適用に当たっては、当該農場が別表5に規定するすべての事項に該当することを確認するものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 防疫指針第2の9の(2)に定める関連農場は、別表6に示す事項を調査・確認の上、特定すること。

(7) (略)

12 家畜保健衛生所において行うモニタリング (略)

防疫指針第2の5の患畜等の発生に係る移動の制限等が終了した場合においても、接種地域内の接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家きん、その生産物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品については、当該農場のすべての接種家きんが処分され、又は出荷されるまでの期間、原則として、法第32条第1項の規定に基づき、その移動を制限する。

ただし、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案し、別表2の条件を満たした場合においては、例外を設けることができる。

イ (略)

(5) 接種家きんの処分等

ア 接種家きんの処分等

家畜防疫員は、接種農場に対し、(3)のイの接種期間の終了に合わせ、別表2の「肉用鶏」の欄に掲げる条件により、出荷制限期間を経過した後に、接種家きんを食鳥処理場等に早期に出荷するよう指導する。

イ (略)

(6) (略)

9 疫学調査 (略)

10 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置

弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置は、感染鶏群の殺処分による早期の清浄化を原則とし、防疫指針第2の9に掲げる措置を講ずる場合には、弱毒タイプの感染が確認された農場が所在する都道府県の畜産主務課は動物衛生課と協議し、以下の事項に留意して実施することとする。

(1) 防疫指針第2の9の(1)に定める農場監視プログラム(以下「本プログラム」という。)の適用に当たっては、当該農場が別表3に規定するすべての事項に該当することを確認するものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 防疫指針第2の9の(2)に定める関連農場は、別表4に示す事項を調査・確認の上、特定すること。

(7) (略)

11 家畜保健衛生所において行うモニタリング (略)

(別記様式 1 ~ 3) (略)

(別紙 1 ~ 4) (略)

(別表 1) (略)

(別記様式 1 ~ 3) (略)

(別紙 1 ~ 4) (略)

(別表 1) (略)

(別表 2)

食鳥処理場の再開に当たっての確認事項

確認事項	備 考
1 車両（家きん運搬、製品運搬等に使用する車両等を含む。以下同じ。）及び作業従事者（関係者を含む。以下同じ。）は、入場前及び出場後、他の家きん飼養場所を含む関連施設には立ち入らないこと。	運搬ルート等の確認
2 車両は、制限区域の境界等に設けられた消毒ポイントで消毒すること。	実施記録の確認
3 車両は入出場時、消毒すること。	消毒設備の現場確認 実施記録の確認
4 作業従事者が作業場（家きん又は製品を取り扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。	現場確認
5 作業場は、施設の他の場所と明確に区別され、害虫、野鳥等の侵入を防止する構造となり、又は防止する措置を講じていること。	現場確認
6 害虫が発生しないよう、作業場の内外を定期的に清掃すること。	実施記録の確認
7 移動制限区域外の家きん、出荷カゴ等の輸送に当たっては、羽毛などの飛散を防止するためシート等で遮蔽した車両を使用すること。	現場確認
8 使用後の出荷カゴ等は消毒し、害虫、野鳥等と接触しないような場所で保管すること。	消毒設備の現場確認 実施記録の確認
9 移動制限区域外から家きんを搬入する前に、作業場の消毒・清掃を行うこと。	現場確認

<u>1.0 1から9までを含め、当該施設の特性に応じた衛生管理マニュアル等が定められていること。</u>	<u>衛生管理マニュアル等の確認</u> <u>当該施設の平面図、家きんの搬入から製品出荷までのフロー図等の確認</u>
<u>1.1 1.0の衛生管理マニュアル等に基づく措置について、定期的に記録していること。</u>	<u>記録簿の確認</u>

「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

(別表 3)

ふ卵場の再開及びひなの移動に当たっての確認事項

確認事項	備 考
1 車両（種卵運搬、ひな運搬等に使用する車両等を含む。以下同じ。）及び作業従事者（関係者を含む。以下同じ。）は、入場前及び出場後、他の家きん飼養場所を含む関連施設には立ち入らないこと。	運搬ルート等の確認
2 車両は、制限区域の境界等に設けられた消毒ポイントで消毒すること。	実施記録の確認
3 車両は入出場時、消毒すること。	消毒設備の現場確認 実施記録の確認
4 作業従事者が作業場（種卵又はひなを取り扱う場所をいう。以下同じ。）に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。	現場確認
5 作業場は、施設の他の場所と明確に区別され、害虫、野鳥等の侵入を防止する構造となり、又は防止する措置を講じていること。	現場確認
6 作業場は、貯卵室、ふ化室、ひな処理室等が衛生的に区分された状態で設置され、種卵及びひなが接触しない構造であること。	現場確認
7 作業場の出入口には、消毒設備、踏込消毒槽、器具の洗浄場所等を設置するとともに、定期的な作業場の清掃・消毒すること。	消毒設備の現場確認 実施記録の確認
8 ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は焼却又は消毒後廃棄すること。	現場確認 実施記録の確認
9 種卵、コンテナ又はトレー等の輸送に当たっては、コンテナ車両等の密閉可能な車両を使用すること。	現場確認

10 使用後のコンテナ、トレー等は消毒し、害虫、野鳥等と接触しないような場所で保管すること。	現場確認 実施記録の確認
11 施設へ搬入した種卵は、入卵時及びハッチャー内でホルマリンくん蒸又はそれと同等の消毒措置を行うこと。	現場確認 実施記録の確認
12 ハッチャーは、使用に先立って、ホルマリンくん蒸又はそれと同等の消毒措置を行うこと。	現場確認 実施記録の確認
13 ひなの移動に当たっては、7の(5)に定めるひな出荷監視検査ですべて陰性を確認すること。	現場確認
14 移動制限区域内で生産された種卵については、ふ卵の中止又はふ化後のひなの廃棄等を行い、適切に処理すること。	現場確認
15 ひなの輸送に当たっては、密閉可能な専用車両(トラックバン)を使用し、入場前及び出場後は、他の家きん飼養場所を含む関連施設には立ち入らないこと。	現場確認 運搬ルート等の確認
16 1から15までを含め、当該施設の特性に応じた衛生管理マニュアル等が定められていること。	衛生管理マニュアル等の確認 当該施設の平面図、搬入から製品出荷までのフロー図等の確認
17 16の衛生管理マニュアル等に基づく措置について、定期的に記録していること。	記録簿の確認

「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

(別表4)

接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家さん、その生産物等の移動の制限の例外条件について

移動の制限	接種区域外から区域内への移動の制限の例外	接種区域内での移動の制限の例外	接種区域内から区域外への移動の制限の例外
発育卵	(接種農場に係るものではないため、制限なし。)	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先のふ卵場へ直接搬入すること。 搬送前に容器を消毒すること。	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先のふ卵場へ直接搬入すること。 搬送前に容器を消毒すること。
初生ひな	出荷先農場が接種農場である場合、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	上記の条件を満たす発育卵由来であること。 出荷先農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>9</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。	上記の条件を満たす発育卵由来であること。 出荷先農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>9</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。
採卵鶏	出荷先農場が接種農場である場合、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>9</u> の(3)から(5)の措置が講じられる農場であること。 出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。	出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。

(別表2)

接種農場から搬出し、又は接種農場に搬入する家さん、その生産物等の移動の制限の例外条件について

移動の制限	接種区域外から区域内への移動の制限の例外	接種区域内での移動の制限の例外	接種区域内から区域外への移動の制限の例外
発育卵	(接種農場に係るものではないため、制限なし。)	出荷元農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先のふ卵場へ直接搬入すること。 搬送前に容器を消毒すること。	出荷元農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先のふ卵場へ直接搬入すること。 搬送前に容器を消毒すること。
初生ひな	出荷先農場が接種農場である場合、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	上記の条件を満たす発育卵由来であること。 出荷先農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>8</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。	上記の条件を満たす発育卵由来であること。 出荷先農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>8</u> の(3)から(5)までの措置が講じられる農場であること。
採卵鶏	出荷先農場が接種農場である場合、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	出荷元農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより、異常がないことが確認されていること。 出荷先農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されているか、接種農場として <u>8</u> の(3)から(5)の措置が講じられる農場であること。 出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。	出荷先が食鳥処理場等である場合には、下記の「肉用鶏」の欄の条件に同じ。

肉用鶏	出荷先農場が接種農場である場合、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 出荷前48時間以内に臨床検査を受けること。 ワクチンごとに定められた出荷制限期間を経過していることを確認後、家畜防疫員により指定された食鳥処理場等に直接搬送され、直ちに処理されること。 運搬車両は当日、接種地域内の農場以外で使用されないこと。 運搬車両は、搬送前後に洗浄・消毒すること。	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 出荷前48時間以内に臨床検査を受けること。 ワクチンごとに定められた出荷期間を経過していることを確認後家畜防疫員により指定された食鳥処理場等に直接搬送され、直ちに処されること。 運搬車両は当日、接種地域内の農場以外で使用されないこと。 運搬車両は、搬送前後に洗浄すること。		場である場合、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。	のモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 出荷前48時間以内に臨床検査を受けること。 ワクチンごとに定められた出荷制限期間を経過していることを確認後、家畜防疫員により指定された食鳥処理場等に直接搬送され、直ちに処理されること。 運搬車両は当日、接種地域内の農場以外で使用されないこと。 運搬車両は、搬送前後に洗浄・消毒すること。	ニタリングにより異常がないことが確認されていること。 出荷前48時間以内に臨床検査を受けること。 ワクチンごとに定められた出荷期間を経過していることを確認後家畜防疫員により指定された食鳥処理場等に直接搬送され、直ちに処されること。 運搬車両は当日、接種地域内の農場以外で使用されないこと。 運搬車両は、搬送前後に洗浄すること。
食用卵	(接種農場に係るものではないため、制限なし。)	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 家畜防疫員により指定されたGPセンター等に直接搬送すること。 十分に洗浄・消毒できる容器、又は使い捨ての容器を用いて輸送すること。	出荷元農場が、 <u>9</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 家畜防疫員により指定されたGPセンター等に直接搬送すること。 十分に洗浄・消毒できる容器、使い捨ての容器を用いて輸送すること。	食用卵	(接種農場に係るものではないため、制限なし。)	出荷元農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 家畜防疫員により指定されたGPセンター等に直接搬送すること。 十分に洗浄・消毒できる容器、又は使い捨ての容器を用いて輸送すること。	出荷元農場が、 <u>8</u> の(4)のイのモニタリングにより異常がないことが確認されていること。 家畜防疫員により指定されたGPセンター等に直接搬送すること。 十分に洗浄・消毒できる容器、使い捨ての容器を用いて輸送すること。

(別表5) 農場監視プログラム適用に係る確認事項 (以下略)

(別表6) 農場調査票 (以下略)

(別表3) 農場監視プログラム適用に係る確認事項 (以下略)

(別表4) 農場調査票 (以下略)